

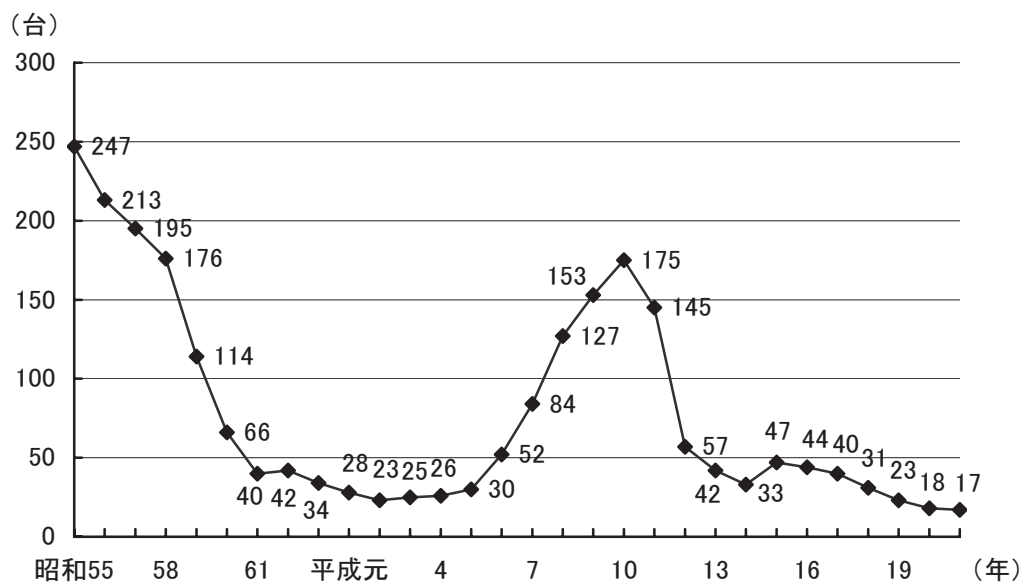
第6章 青少年を取り巻く環境

第1節 自動販売機（子ども・青少年局）

1. 図書等自動販売機

県内に設置されている図書等自動販売機は、昭和55年12月末には247台が設置されていましたが、「有害図書等自動販売機撤去県民運動」を展開した結果、平成2年12月末には23台まで減少しました。その後、県外業者等の進出により、平成10年12月末には175台まで増加しましたが、平成11年度に条例改正を行ったことにより減少し、平成21年12月末では、県内4市町の4カ所に17台が設置されています。

第6-1-1図 図書等自動販売機設置台数の推移



（備考）毎年12月末現在の数値

（資料）県子ども・青少年局

2. 酒類自動販売機

自動販売機による酒類の販売については、平成7年の全国小売酒販組合中央総会において自主的に屋外自動販売機を撤廃する旨の決議がなされましたが、進捗は低調であり、新たに年齢識別装置が付加された改良型自動販売機が普及しつつあります。

3. たばこ自動販売機

平成8年7月から、全国たばこ販売協同組合連合会に加盟する販売店が、未成年者の喫煙を防止するため、屋外に設置されている自動販売機での販売を、午後11時から午前5時まで自主的に停止する深夜稼動自主規制に取り組んでいます。

また、同連合会や日本たばこ協会等が共同により、成人識別機能を搭載したたばこ自動販売機の開発、導入に取り組み、平成20年から全国一斉稼動しています。

県内での、平成21年11月末現在のたばこ自動販売機の設置台数は4,085台（内成人識別装置付自動販売機4,059台、社団法人日本たばこ協会調べ）となっています。

第2節 図書およびビデオ取扱店（子ども・青少年局）

図書等取扱店は690店あり、内訳は、書店が141店、コンビニエンスストア等において図書等を取り扱っている店が527店、ネットカフェ、まんが喫茶等が22店となっています。また、ビデオ・DVD取扱店は140店あります。

そのうち、滋賀県青少年の健全育成に関する条例に基づき、青少年にとって有害であるとして指定されている図書等を取り扱っている店は、図書等取扱店で594店、ビデオ・DVD取扱店で108店となっています。

第6-2-1表 図書及びビデオ取扱店の実態調査結果（平成20年10月現在）

健康福祉事務所別	区分		ネットカフェ・まんが喫茶等	計	内、有害図書取扱店	ビデオDVD取扱店	内、有害ビデオ取扱店
	書店	図書等取扱店					
直轄	26 (42)	122 (107)	5 (7)	153 (156)	112 (108)	26 (35)	17 (28)
南部	28 (44)	136 (126)	9 (10)	173 (180)	147 (140)	38 (46)	21 (31)
甲賀	16 (18)	67 (66)	2 (1)	85 (85)	76 (81)	21 (29)	18 (21)
東近江	24 (32)	88 (88)	1 (1)	113 (121)	102 (101)	27 (36)	24 (27)
湖東	17 (20)	48 (49)	2 (2)	67 (71)	66 (65)	14 (16)	14 (12)
湖北	19 (22)	52 (54)	3 (2)	74 (78)	69 (65)	9 (11)	9 (11)
高島	11 (12)	14 (19)	0 (1)	25 (32)	22 (25)	5 (4)	5 (4)
合計	141 (180)	527 (509)	22 (24)	690 (713)	594 (585)	140 (177)	108 (134)

☆書店：主業務が図書の販売店

図書等取扱店：主業務ではないが、図書を販売している店（コンビニ等）

（備考）（ ）内は、平成19年11月の数値

（資料）県子ども・青少年局

第3節 レンタルカラオケルーム（子ども・青少年局）

レンタルカラオケルームは岡山県が発祥地とされており、本県においても昭和63年末ころから出現し、平成21年12月末現在で56店あります。このレンタルカラオケルームは、時に密室性の高さや、営業が深夜におよぶことなどから、利用方法や管理方法によっては性犯罪等の事件・事故や青少年の飲酒、喫煙等の非行の場所となる可能性が認められています。

本県では、滋賀県青少年の健全育成に関する条例を一部改正（平成20年10月1日施行）し、ネットカフェ、まんが喫茶と併せて、レンタルカラオケルームへの青少年の入場制限等を規定しました。

第6-3-1表 レンタルカラオケルーム店舗数（平成21年12月末）

単位（店）

健康福祉事務所別	区分	店 舗 数
直	轄	11 (12)
南	部	13 (11)
甲	賀	5 (7)
東 近	江	9 (6)
湖	東	13 (11)
湖	北	4 (5)
高	島	1 (2)
合	計	56 (54)

() 内は平成 20 年 10 月の数値
 (資料) 県子ども・青少年局調べ

第4節 ゲームセンター（県警生活環境課）

ゲームセンターは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」といいます。）により、ゲーム機を店舗面積の一定割合以上に設置する場合は、風俗営業の許可が必要となります。

この法律は、①善良の風俗と清浄な風俗環境の保持、②少年の健全な育成に障害を及ぼす行為の防止、が目的とされ、種々の法的措置が講じられています。

県内では、平成21年11月現在、45店舗がゲームセンターとして許可を受けています。店への少年の入場は、風営適正化法の規制により、16歳未満の者は午後6時以降、18歳未満の者は午後10時以降、客としての入場が禁止され、また、営業時間は午前0時までと制限されています。

第5節 深夜スーパー（コンビニエンスストア）（県警生活安全企画課）

深夜スーパーは、深夜において通常一般人なら就寝している時間帯であるにもかかわらず、あえて店舗を開けて営業することに伴うリスク発生の危険性があり、かつ、犯罪の発生や夜遊びをする不良行為少年等のい集場所になるなど利便性が高い一方で犯罪の温床となっている一面があります。

本県には、警察本部と各チェーン店本部とによる「滋賀県コンビニエンスストア防犯連絡協議会」および県内の個人経営者による「滋賀県コンビニエンスストアセーフティステーションネットワーク」が設立されており、「子ども110番の家」の設置や、警察本部、各チェーン店本部および各店舗間の連絡網を確立するなど地域安全活動の一翼を担う存在になりつつあります。

平成21年11月現在、県内の深夜スーパーは約470店舗であり、協議会等では強盗被害防止等のための防犯対策、万引き、少年い集対策の推進など深夜スーパーが地域安全活動への積極的な参画を一層推進するよう取り組んでいるところです。

第6節 携帯電話の普及状況（学校教育課）

近年、携帯電話は急速に普及し、小学生や中学生の所持率の急激な増加とともに、携帯電話に関与した児童生徒の重大な事件も増加傾向にあります。

本県におきましても、児童生徒がいわゆる「ネット上のいじめ」や「出会い系サイト」の被害者や加害者になる事案が発生していることから、県教育委員会ではより有効な対応を図るため、平成19年12月に、滋賀県PTA連絡協議会、滋賀県公立高等学校PTA連合会と協力して、携帯電話の利用実態や保護者の意識についての調査を実施しました。

<主な調査結果>

- ①携帯電話の所持率は小学生で21.6%、中学生で51.0%、高校生で95.5%。
- ②家族以外とのメールの回数で「1日に41回以上使用している」のは、小学生で3.8%、中学生で21.9%、高校生で16.3%。
- ③携帯電話を深夜（午後11時～午前4時）の利用が「よくある」者は、小学生で7.0%、中学生で27.8%、高校生で44.1%。
- ④ネットいじめをしたことがあるのは、小学生で3.8%、中学生7.3%、高校生で5.1%。
- ⑤家庭内で携帯電話のルールを決めているのは、小学生で52.9%、中学生で43.6%、高校生で22.0%。
- ⑥携帯電話を持たせるのに適切な時期を、「中学卒業以降」と答えた保護者は67.7%。